正誤表	徳島県農林土木工事共通仕様書

現　　行	訂　正　後
第１編　共通編 **第１章　総　則** **第１節　総則** **1-1-1-1 ～ 1-1-1-4**　［略］ **1-1-1-5　施工計画書** **1. 一般事項** 受注者は、請負対象金額が 5,000 万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び**仕様書**に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。 （1）～（9）　［略］ **1-1-1-6 ～ 1-1-1-13**　［略］	**第１編　共通編** **第１章　総　則** **第１節　総則** **1-1-1-1 ～ 1-1-1-4**　［略］ **1-1-1-5　施工計画書** **1. 一般事項** 受注者は、当初請負対象金額が 5,000 万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び**仕様書**に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。 （1）～（9）　［略］ **1-1-1-6 ～ 1-1-1-13**　［略］

現　　行	訂　正　後
1-1-1-14　土木施工管理技術検定制度等の活用	**1-1-1-14　土木施工管理技術検定制度等の活用**
1. 当初請負対象金額 4,500 万円以上 9,000 万円未満の土木一式工事	**1. 当初請負対象金額 4,500 万円以上 9,000 万円未満の土木一式工事または舗装工事**
受注者は、当初請負対象金額が 4,500 万円以上 9,000 万円未満となるときは、主任技術者または監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定しなければならない。 (1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工管理または一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業農村工学」、「森林土木」または「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。ただし、舗装工事については、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門または総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するものに限る。）とするものに合格した者のみとする。 (3) 監理技術者資格証の交付を受けている者（土木一式工事については土木工事業、舗装工事については舗装工事業に関するものに限る。）	受注者は、土木一式工事または舗装工事の場合で、当初請負対象金額が 4,500 万円以上 9,000 万円未満となるときは、主任技術者または監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定しなければならない。 (1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工管理または一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業農村工学」、「森林土木」または「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。ただし、舗装工事については、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門または総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するものに限る。）とするものに合格した者のみとする。 (3) 監理技術者資格証の交付を受けている者（土木一式工事については土木工事業、舗装工事については舗装工事業に関するものに限る。）
2. 当初請負対象金額 9,000 万円以上の土木一式工事	**2. 当初請負対象金額 9,000 万円以上の土木一式工事または舗装工事**
受注者は、当初請負対象金額が 9,000 万円以上となるときは、主任技術者または監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定しなければならない。 (1) ～ (3)　［略］	受注者は、土木一式工事または舗装工事の場合で、当初請負対象金額が 9,000 万円以上となるときは、主任技術者または監理技術者を定めるにあたり、次の者を選定しなければならない。 (1) ～ (3)　［略］